るんな農業手元にありませんか?

保管庫の中に、使わなくなったり、古くなった農薬が残っていませんか?そのような農薬の中には、農薬取締法で使用が禁止されているものがあるかもしれません。

使用禁止農薬を誤って使用してしまった事例も、県内外で発生しています。今一度、保管庫を点検してみましょう。

最近、使用禁止となった農薬

●ベンゾエピン

(平成24年4月指定)

用 途:殺虫剤

商品名:マリックス、

チオダンなど





●ケルセン

(平成22年4月指定)

用 途:殺ダニ剤

商品名:ケルセンなど





<u>ベンゾエピン</u>、ケルセンについては、メーカーが販売店を 通じて、現在、無償で回収を行っています。もし、手元にこれ らの農薬がある場合は、JAまたは農薬販売店に連絡の上、持 ち込んでください。その他の不用農薬は適切に処分しましょう。

問い合わせ先(配布元の連絡先等、適宜ご記入ください)

神奈川県農業技術センター病害虫防除部 TEL 0463(58)0333(代) 神奈川県環境農政局農政部農業振興課 TEL 045(210)4425

TEL